

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和7年1月15日答申分

○答申の概要

| | |
|-----------------|----|
| 年金記録の訂正を必要としたもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400097号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2400052号

第1 結論

請求者のA事業所における平成27年10月31日の標準賞与額を4万円、平成28年10月31日の標準賞与額を4万円に訂正することが必要である。

平成27年10月31日及び平成28年10月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成27年10月31日及び平成28年10月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年10月
② 平成28年10月

請求期間①及び②について、A事業所から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与に係る明細書(控)及びA事業所が委託している税理士事務所から提出された請求者の賞与に係る明細書(控)並びに同僚の給与集計表によると、請求者は、A事業所から、平成27年10月31日に4万円、平成28年10月31日に4万円の賞与の支払を受け、当該賞与から、平成27年10月31日は4万円、平成28年10月31日は4万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該事業所における標準賞与額については、請求者が所持する資料及び上述の税理士事務所から提出された資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②について、いずれも4万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2400104号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2400006号

第1 結論

昭和48年8月から昭和50年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和48年8月から昭和50年1月まで

昭和48年8月20日に、それまで勤めていた会社を退職したことから、翌日にA市役所で厚生年金保険から国民年金に切り替える手続を行おうとしたところ、同市役所では手続ができなため、B社会保険事務所(当時)に行くよう指示された。当時、A市C区Cに住んでおり、自宅近くに同社会保険事務所があったため、同日、A市役所から帰宅する途中に同社会保険事務所に寄り、加入手続を行った。その後、自宅に送付された納付書により、同社会保険事務所でも国民年金保険料を納付していたが、年金記録では、請求期間が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしいと北海道厚生局に申し立てたが、記録の訂正は認められないとする通知を受け取った。また、請求期間の国民年金保険料の納付場所について、昭和48年9月から昭和49年8月まではA市C区のC連絡所、昭和49年9月から昭和50年1月までは同市D区のD連絡所会館として、再度請求したが、記録の訂正は認められないとする通知を受け取った。

今回、新たな資料はないが、記録の訂正が認められないとする判断に納得ができないので、再度請求する。

なお、今回の請求に当たり、A市C区C連絡所で国民年金保険料を納付した期間の始期については、請求期間の始期に合わせて昭和48年8月とする。

第3 判断の理由

当初の年金記録の訂正請求については、i) 請求者は、昭和48年8月21日にB社会保険事務所において国民年金の加入手続を行った後、10日以内に、1年を4期に分けて国民年金保険料を納付する様式の納付書が送付され、この納付書により、同社会保険事務所でも保険料を納付していたと具体的に主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者資格取得状況調査及び国民年金被保険者台帳管理簿により、A市E区において、昭和51年9月に払い出されたものと推認できる上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、これらの事実は、請求者の主張内容と相違していること、ii) 上記事実について、請求者は、請求期間に国民年金手帳は交付されておらず、請求期間後の昭和51年9月頃に、A市E区役所で2回目の国民年金の加入手続を行った際に交付されたと主張しているものの、請求期間当時、請求者が初めて国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出されず、国民年金手帳も交付されなかったと考えるのは不自然である上、日本年金機構及びA市は、国民年金手帳記号番号が払い出されていない者に対し、国民年金保険料の納付書を作成し、送付することは考え難いと回答していること、iii) 日本年金機構は、請求期間当時、いずれの社会保険事務所においても、現年度保険料を納付することはできなかつたと回答しており、請求者の主張内容と符合しない上、請求者が保険料を納付したとするB社会保険事務所は、請求期間当時、A市内に在住する被保険者に係る国民年金事務を行っていなかつたことから、過年度保険料について

も、同社会保険事務所において納付することはできないこと、iv) 請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 51 年 9 月の時点では、請求期間のうち昭和 48 年 8 月から昭和 49 年 6 月までの期間の保険料は、時効により納付することができず、また、請求期間のうち昭和 49 年 7 月から昭和 50 年 1 月までの期間の保険料については、過年度納付が可能であったが、請求者は、保険料を遡って納付した記憶はないとしている上、オンライン記録と同様に、A 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金過年度納付記録簿においても、請求者が請求期間の保険料を納付した記録はないこと、v) 請求者は、国民年金の加入手続を行うよう助言してくれたとする姉（四女）及び請求期間当時に請求者が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたことを知っているとする姉（六女）の名前を挙げているが、両人からは、請求者が請求期間当時に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述は得られなかったこと、vi) 請求者が、請求期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に平成 29 年 2 月 6 日付けで、年金記録の訂正はしないとする北海道厚生局長の決定が通知されている。

一方、請求者は、当初の訂正請求の後、平成 29 年 2 月 20 日に厚生労働大臣に対し、原処分（北海道厚生局長の決定）の取消しを求めて審査請求を行ったところ、厚生労働大臣は、処分庁における事実の認定及び判断内容については、違法又は不当な点は認められず、原処分は妥当であるとして、平成 30 年 7 月 23 日付けで請求者の審査請求を棄却する裁決をしている。

また、前回の年金記録の訂正請求については、請求期間の国民年金保険料を納付した場所について、当初、具体的かつ詳細な主張をしていた B 社会保険事務所ではなく、A 市 C 区 C 連絡所及び A 市 D 区 D 連絡所会館であったとの主張に変更しており、請求者は、請求期間の保険料の納付に関する記憶が曖昧であると考えざるを得ないことなどから、既に平成 31 年 2 月 1 日付けで、年金記録の訂正はしないとする北海道厚生局長の決定が通知されている。

さらに、請求者は、令和元年 7 月 29 日に A 地方裁判所に対し、前回の年金記録の訂正請求に係る不訂正決定の取消しを求める訴えを提起したところ、同地方裁判所は、不訂正決定は適法であるとして、令和 2 年 12 月 3 日付けで、請求者の不訂正決定取消請求を棄却する判決（以下「原判決」という。）をしている。

加えて、請求者は、原判決を不服として、令和 2 年 12 月 16 日に A 高等裁判所に対し、原判決の取消しを求めて控訴したところ、同高等裁判所は、原判決は相当であるとして、令和 3 年 9 月 7 日付けで、請求者の原判決の取消しを求める請求を棄却し、令和 3 年 9 月 21 日に判決が確定している。

今回、請求者は、これまでの訂正請求と同様に、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかし、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。